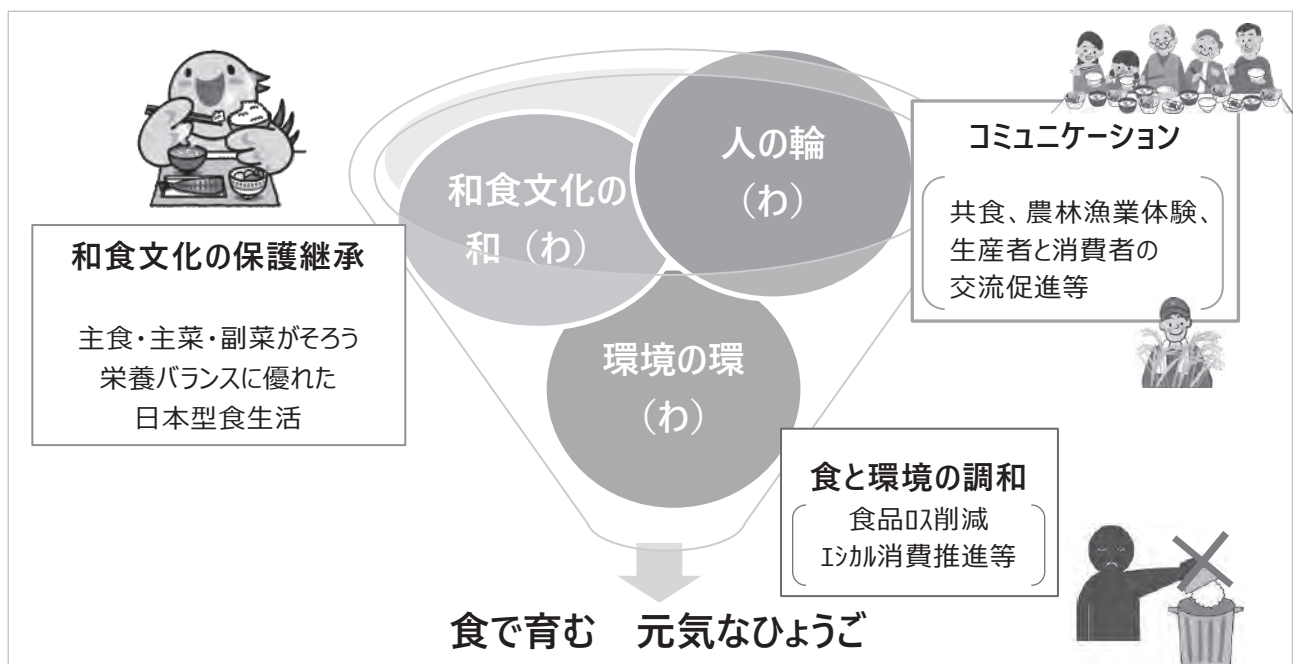


第4章 第4次計画のめざす姿

「第2章 食と健康を取り巻く社会情勢の変化」で示した課題に応え、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「令和の新時代 人生100年時代を健康で心豊かに生きるための食育」をコンセプト、「食で育む 元気なひょうご “実践の「わ」を広げよう”」をキャッチフレーズに、以下の4つの方向性（取り組みの柱）から食育を推進していきます。

コンセプト『令和の新時代 人生100年時代を健康で心豊かに生きるための食育』

キャッチフレーズ「食で育む 元気なひょうご “実践の「わ」を広げよう”」



持続可能な食に必要な、「人の輪（わ）、和食文化の和（わ）、環境の環（わ）」の3つの「わ」を支える食育の実践を推進

人の輪 (わ)	家族や仲間と共に食事をする「共食」の機会を増やし、これまで家庭や地域で伝えられていた食事の大切さ、楽しさ、マナー、食文化等を次世代に伝えるため、家庭・学校・地域のつながりを広げ深める食育を推進する。また、食料の生産から消費等に至るまでの食の循環を担う多様な人々の活動への感謝の念や理解を深める。
和食文化の和 (わ)	和食や郷土料理は年中行事や地域に根ざした文化に深い関わりを持ち、地域食材をいかした栄養バランスに優れた献立が多いため、健康づくりや環境負荷が少なく持続可能な食活動という面からも推進する必要がある。また、郷土食を大切に思う気持ちの醸成や食事の作法の継承など食事を通して豊かな人間性を育む。
環境の環 (わ)	食料の生産から消費等に至る食の循環が環境に与える影響に配慮し、食におけるSDGsの目標12「つくる責任・つかう責任」を果たすことができるよう、食品ロス削減やエシカル消費の推進など、環境と調和のとれた消費行動に配慮した食育を推進する。

1 重点事項にかかる取り組みの基本方針

食育推進計画（第3次）の評価を踏まえ、食を取り巻く環境の変化や本県の地域性を考慮し、今後の食育の推進を図るため、本計画で重点的に取り組む方策を次のように定めます。

重点事項

(1)子どもとその親、若い世代の食育力の強化

－特に15～30歳代の若者や子どもの親への食育推進、若い女性のやせ対策

若い世代は、食に関する知識や意識、実践の面で他の世代より課題が多く、この世代は、将来、親になる世代でもあり、この時期の食生活や生活習慣は、近い将来の健康に大きく影響するとともに、子ども世代の食生活にも影響を与えます。

また、若年女性のやせは、骨量減少、低出生体重児出産のリスク等との関連があること、早産や低出生体重児の問題は、乳児死亡や成長過程の健康課題にとどまらず、成人後の循環器疾患や糖尿病発症の危険因子でもあることも示唆されているため、標準体重の維持や生活習慣の見直しが必要です。

そこで、若い世代（15～30歳代）の食に関する知識と実践力の向上を図り、若い世代が次世代（親から子）へ伝えつなげるための食育を強化します。

また、食生活の基礎を身につけ、心と体が成長する乳幼児期から学齢思春期への取り組みの強化も引き続き必要です。

加えて、子どもたちが望ましい食行動や生活習慣を身につけ、食を通じて心と体を育むために、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域の連携を強化し、家庭や地域の食育力の向上をより一層進めます。

(2)地域社会で支え、つなげる食育推進

－健康寿命の延伸につながる食育推進、希望する人が共食できる場づくり、食環境づくり

核家族や高齢者世帯、ひとり親世帯が増加する等、家庭や社会経済状況が多様化し、こうした家庭の生活環境が食育の実践に与える影響についても考慮する必要性が高まっています。

また、高齢化が急速に進展する中で、健康づくりや生活習慣病の発症・重症化、高齢者のフレイル予防を推進することにより健康寿命の延伸を実現し、生涯にわたって生き生きと安心して暮らせるよう、心身の健康の増進を図るための取り組みを推進することは、食育推進においても取り組むべき課題となっています。

そこで、地域の関係者が連携し、子どもから高齢者を含むすべての県民が健全な食生活の実践ができるよう、家庭の状況やライフスタイルの多様化に応じた食育を支援するとともに、コミュニケーションや豊かな食体験につながる共食の場づくりや、生活習慣病の予防や改善のために普段から適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活の実践を推進します。

また、食品関連事業者や職場（企業等）は、健康に配慮した商品等の情報提供や、外食や中食でも健康に資する食事の選択がしやすい食環境づくりを進めます。

(3)持続可能な食への理解を促進するための食育推進

－食の循環、環境への影響、食文化のさらなる継承と活動支援

県民が健全な食生活を送るためには、その基盤として持続可能な環境が不可欠であり、食育関係者を含む県民が一体となって、食を支える環境の持続に資する食育の推進が必要です。

食の安全・安心に対する消費者の関心の高まりとともに、県内や地元で生産された農水産物を購入する人は増えています。安全で安心な食を求める消費者の期待に応えるためには、近隣で生産された旬で鮮度の高い食材を供給するとともに、県産県消（地産地消）の意識を県民にしっかりと根付かせ、生産者と消費者が相互に信頼し支え合う関係を構築する必要があります。

そこで、より多くの県民が、県産県消（地産地消）の理念に賛同し、実践する場を提供するため、県産の農林水産物等を積極的に選択・購入できる機会の拡大に努めます。

また、県民に農林水産業や農村の果たしている役割について理解を深めることができるよう、都市部と農村漁村との交流や、持続的に地域の食や「農業」、「漁業」に親しむ機会を提供します。

さらに、本計画では、「持続可能な『食』の実現」を取り組みの柱として新たに加え、食品関連事業者や農林漁業者、消費者、行政等が連携し、食品ロス削減やエシカル消費（注：用語解説 P.85 参照）の推進など、環境と調和の取れた持続可能な消費行動等への理解醸成と実践につながる食育を推進します。

併せて、地域で採れる食材とその背景となる風土や農村漁村への理解を進めるとともに、従来、家庭で継承されてきた日本型食生活や和食文化の知識・経験の次世代への継承や、地域の特色をいかした行事食や郷土料理、食事の作法等、食文化の継承と創造を推進します。

(4)時代のニーズに応じた食育活動の推進

－在宅時間を活用した食育推進、新しい生活様式やデジタル化に対応した食育推進

食の大切さを広く県内に普及するためには、正しい情報の提供とその共有が不可欠であり、食育に関する施策を全県的に推進するためには、行政や学校における食育に加え、地域団体・関係団体、農林水産事業者や食品関連事業者、NPO、ボランティア等とも幅広く連携・協働し、ネットワークを築きながら推進する必要があります。

そこで、食育に関する取り組みの充実を図るために適切な情報提供を行うとともに、食育にかかわる人材の育成、資質の向上、ボランティア等団体の活動の強化や団体間の新たな連携づくり等、食育を推進する体制を充実します。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、家庭内食の増加や生活の様々な場面における ICT ツールの普及など、社会情勢が大きく変化したことから、「新しい生活様式」に対応した食育を着実に実施し、より多くの県民による主体的な活動となるようデジタル技術も有効活用しながら、様々な手段や機会をとらえた食育を推進します。

取り組みの柱と主な施策

柱 1	子どもとその親、若い世代を中心とした健全な食生活の実践（P. 47～）		
	(1) 健やかな発育、基本的な生活習慣の形成	○妊産婦や乳児への取り組み	P.48
		○乳幼児期への取り組み	P.49
		○学童期（小学生）への取り組み	P.49
		○思春期（中学生・高校生）への取り組み	P.50
	(2) 就学前の子どもへの食育推進（幼稚園、保育所、認定こども園）	○食に関する指導の充実	P.50
		○発達段階に応じた取り組みの推進	～51
		○家庭、地域との連携	
	(3) 学校における食育の推進	○食に関する指導の充実	P.51
		・学校教育活動全体を通じた食育	
		・栄養教諭によるコーディネート	
		・中学校における食育の推進	
		・高等学校における食育の推進	～53
		○学校給食の充実	P.53
		○食育を通じた健康状態等の改善	P.53
(4) 健康的な生活習慣の定着と実践	○若い世代（15～30歳代）への取り組み	P.55	
	○朝食をしっかり食べるための取り組みの推進	P.55	
(5) 家庭や地域における食育の推進	○子どもの親世代への食育推進	P.55	
	○在宅時間を活用した食育推進	P.56	
	○子どもや若者の育成支援における共食等の食育推進	P.56	
柱 2	健康寿命の延伸と健やかな暮らしを支える食育活動の推進（P. 58～）		
	(1) 生活習慣病の発症と重症化予防に向けた食育の推進	○栄養バランスに優れた日本型食生活の実践の推進	P.59
		○職場における従業員等の健康に配慮した食育推進	P.60
	(2) 高齢者の健康づくりに向けた食育の推進	○フレイル予防・改善プログラムの普及	P.61 ～63
		・転倒予防、筋力維持向上のためのロコモ対策	
		・フレイルリスク者や、認知症高齢者への食育推進	
	(3) 多様な暮らしに対応した食育の推進	○オーラルフレイル予防・改善に向けた食育推進	P.63
		○地域における共食等の食育推進	P.64
	(4) 自然に健康になれる食環境づくりの推進	○生活困窮世帯及び者に対する食育推進	P.64
		○食品関連事業者による食育推進	P.65
		○食の健康協力店の推進	P.65
	(5) 災害時も健康に過ごせる食育	○給食を通じた食育推進	P.65
		○災害時に備えるために必要な食に関する知識の普及、実践力の育成	P.66
		○被災してもバランスよく食事をとるための知識と技術の普及	P.67
		○給食施設への普及啓発及び取り組み促進	P.67

柱 3	持続可能な食を支える食育活動の推進 (P. 69～)		
	(1)消費者と生産者が支え合う県産県消(地産地消)の推進	○県民への農林水産物の購入機会の拡大	P.70
		○ひょうご食品認証制度の推進	P.70
		○学校給食を通じた県産県消の理解促進	P.71
		○令和のライフスタイルへの楽農生活の提案	P.71
		○楽農生活に誘い、定着を図る仕組みづくり	P.71
		○楽農生活をサポートする体制づくり	P.71
		○ごはんを中心とした日本型食生活の推進	P.72
		○魚食普及と畜産物の県産県消の推進	P.72
	(2)環境と調和のとれた持続可能な消費行動にも配慮した食育の推進	○持続可能な食につながるEシカ消費の推進	P.72
○食品ロス削減に向けた食育の推進		P.73	
(3)地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進	○地域に根付いた食文化の継承と創造	P.74	
	○給食での郷土料理等の積極的な導入、理解促進	P.75	
柱 4	食育推進のための体制整備 (P. 78～)		
	(1)食育に資する人材育成、ボランティア活動の充実強化	○いずみ会リーダーの養成、いずみ会活動への支援	P.78
		○食の健康運動リーダーによる活動支援	P.79
		○食育推進に関わる団体やボランティアの活動支援	P.79
		○管理栄養士・栄養士の育成	P.79
		○専門職種の資質向上	P.79
	(2)県民と一体となった食育推進運動、連携・協働体制の強化	○ひょうご食育月間(10月)の普及啓発	P.79
		○ひょうご“食の健康”運動の推進	P.80
		○おいしいごはんを食べよう県民運動の推進	P.80
		○朝食をしっかり食べるための取り組みの推進	P.80
	(3)食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報提供	○食品表示への理解促進	P.80
		○食の安全安心に関する相談体制の整備	P.81
		○食品の安全安心に関するリスクコミュニケーションの推進	P.81
		○食品の安全性や栄養等に関する情報提供	P.81
		○県民の健康・栄養状態の状況把握と公表	P.81
		○食育プログラム、教材等の開発・提供	P.81
	(4)「新しい生活様式」やデジタル化に対応した食育推進	○「新しい生活様式」に対応した食育推進	P.82
		○デジタル化に対応した食育推進	P.82
	(5)食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	○多様な関係者の連携・協働の強化	P.83
		○市町食育推進計画に基づく施策推進とフォローアップ	P.83
○推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効果的・重点的運用		P.83	
○食育推進計画の見直し		P.84	

施策体系の考え方

基本理念

心身の健康の増進と豊かな人間形成、
 明るく心地よい家庭と元気な地域づくりの実現
 「令和の新時代 人生100年時代を健康で心豊かに生きるための食育」

基本方針

- ① すべての県民が世代に応じた食育活動をすすめ、元気な地域をつくる
- ② 県民が生涯にわたり健全な食生活を実践することができるよう、全ての関係者で持続可能な食を支える環境の整備を図る
- ③ “ひょうごらしさ”をいかし、「新しい生活様式」やデジタル化に対応した食育をすすめる
 (ひょうごの五つの国(地域)の特長、震災の経験と教訓)

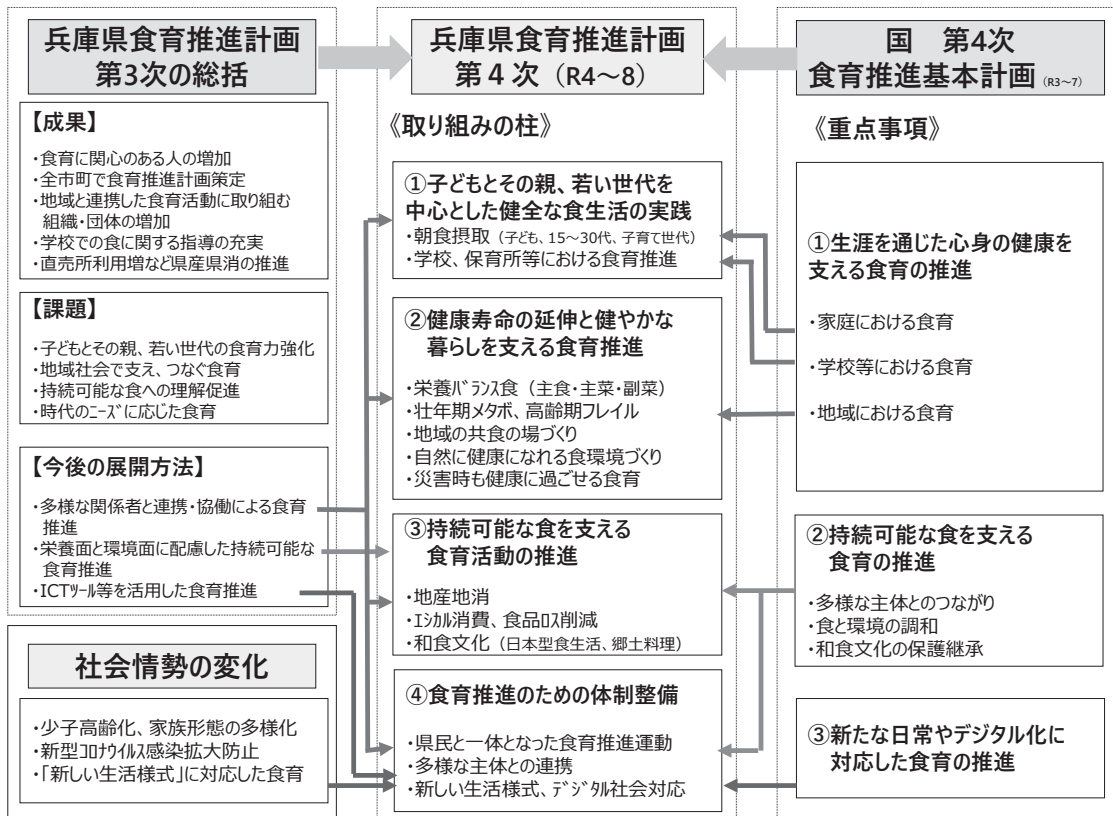
重点事項

- ① 子どもとその親、若い世代の食育力の強化 (県民の健康の視点)
- ② 地域社会で支え、つなげる食育推進 (県民の健康の視点)
- ③ 持続可能な食への理解を促進するための食育推進 (社会・環境・文化の視点)
- ④ 時代のニーズに応じた食育活動の推進 (横断的な視点)

取り組みの柱

- ① 子どもとその親、若い世代を中心とした健全な食生活の実践
- ② 健康寿命の延伸と健やかな暮らしを支える食育活動の推進
- ③ 持続可能な食を支える食育活動の推進
- ④ 食育推進のための体制整備

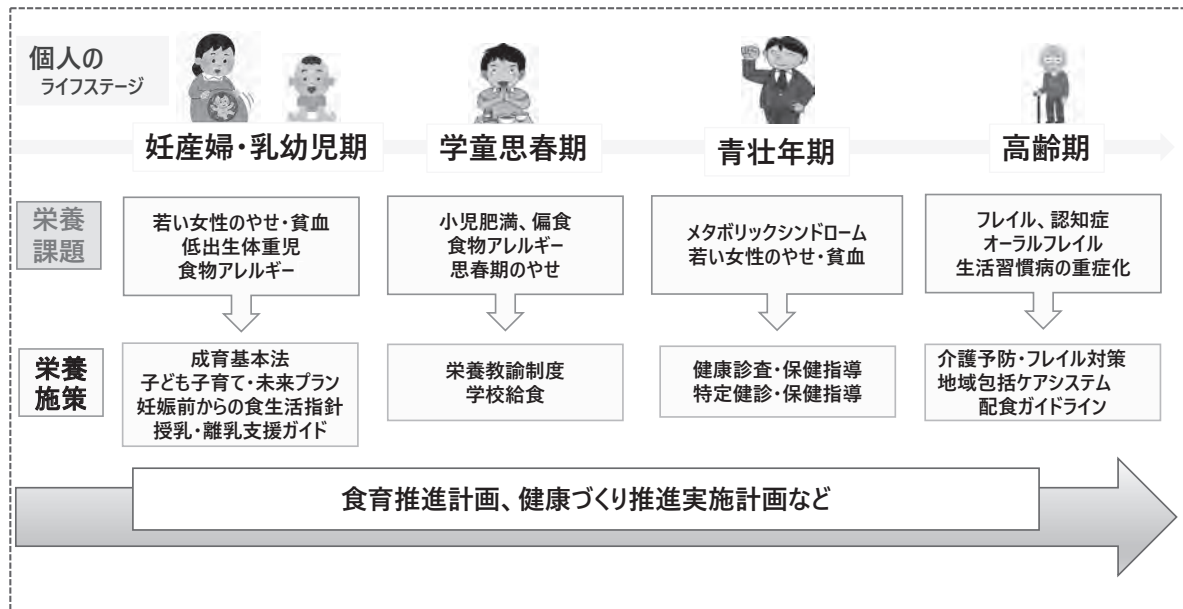
誰一人取り残さない食育推進の仕組み



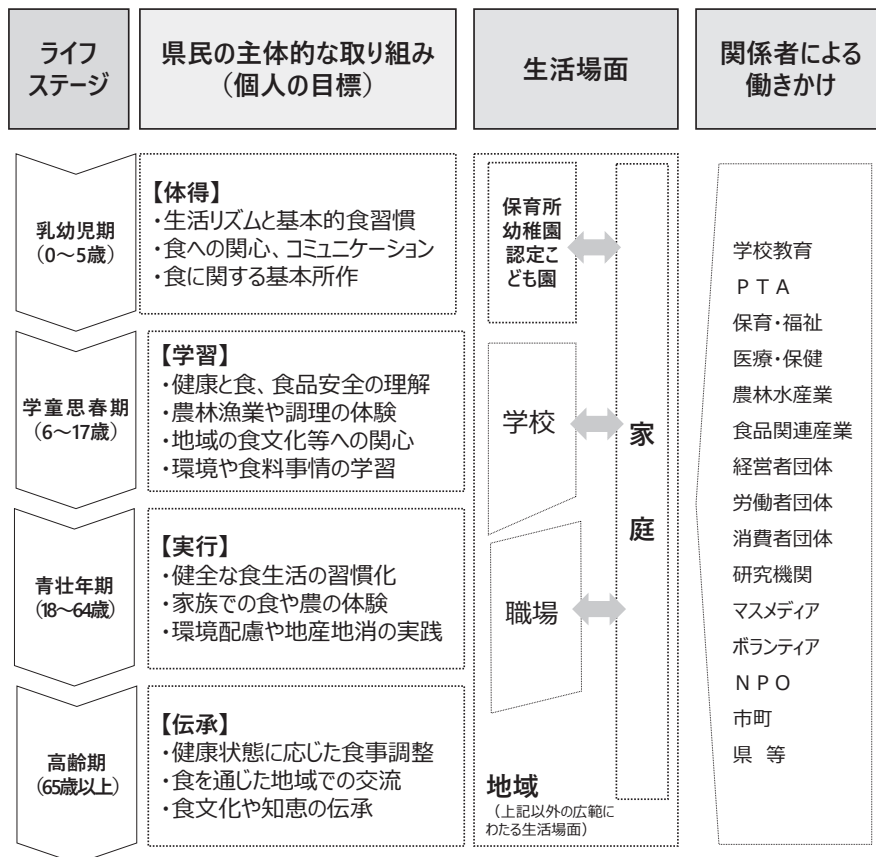
取り組みの展開方法

ライフステージと生活場面に応じた食育

あらゆる世代の県民が健全な食生活を送り、心身ともに健康で豊かに暮らすためには、生涯を通じた食育が重要です。このため、乳幼児から成人、高齢者に至るまで、生涯にわたってそのライフステージと生活場面に応じた食育を進めます。



ライフステージと生活場面に応じた食育



SDGs (持続可能な開発目標) へのコミットメント

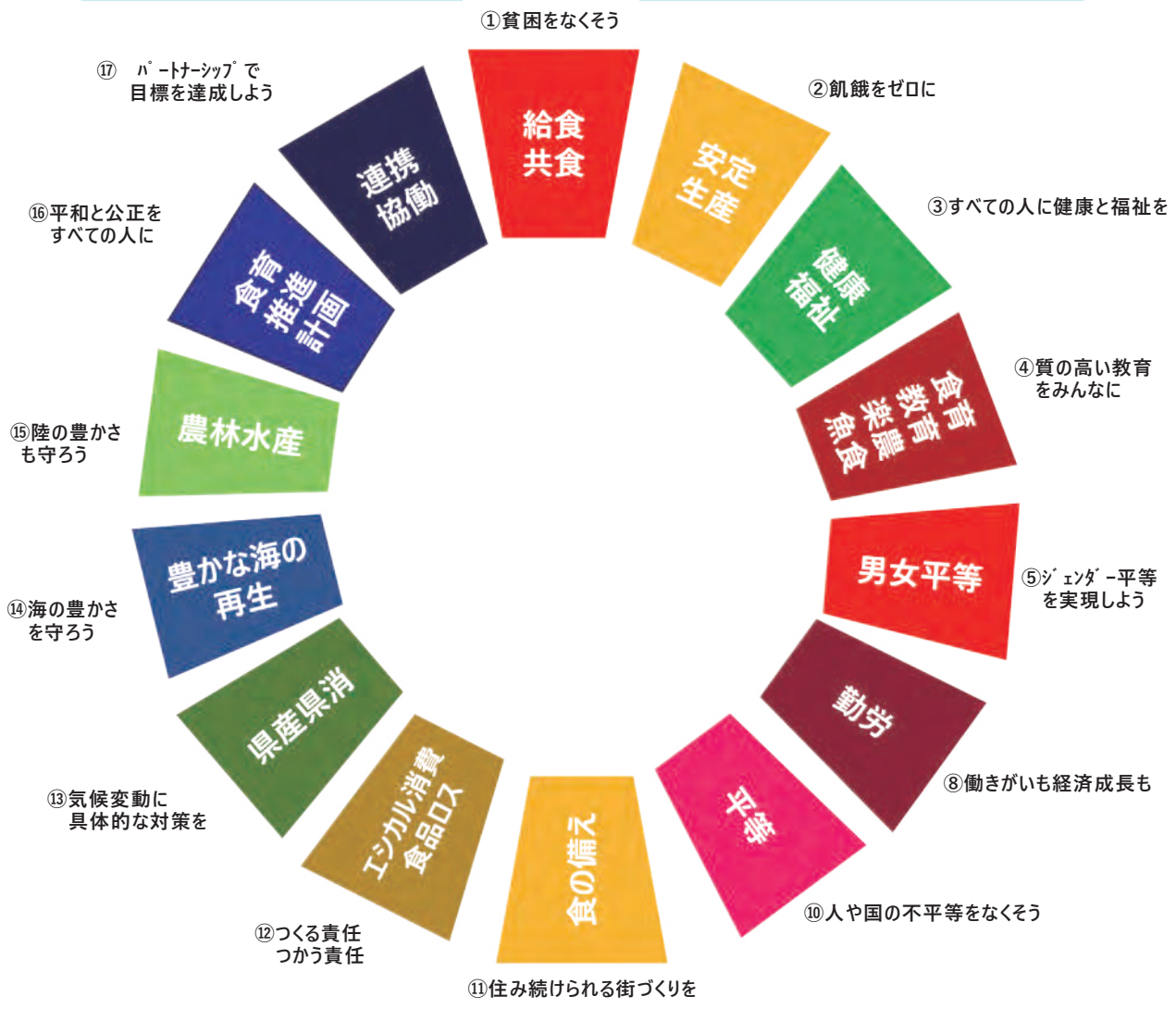
- 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、2015 年（平成 27 年）9 月の国連サミットで採択された 2030 年までに持続可能な世界の実現を目指す国際目標です。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本も積極的に取り組んでいます。
- 食育の推進は、県民一人ひとりが生涯にわたって健全な心身を培うことに資するとともに、県民の食が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な行動に支えられていることについて知り、感謝の念や理解を深めることにつながります。持続可能な社会の実現に向けた礎となる取り組みです。
- SDGs に関係するのは企業や行政だけではなく、普段から取り組んでいる子どもたちへの農作業体験機会の提供や地場産農作物の購入、ごみ減量や節電・節水など、県民一人ひとりの行動すべてが SDGs へとつながります。



	貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせ、栄養不良をなくす		飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する		質の高い教育をみんなに 全ての人々に包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女兒のエンパワメントを図る		働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の働きがいのある人間らしい雇用
	人や国の不平等をなくそう 各国内や各国間の不平等をなくす		住み続けられる街づくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する

<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>つくる責任つかう責任</p> <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>	<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 	<p>気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策をとる</p>
<p>14 海の豊かさを 守ろう</p> 	<p>海の豊かさを守ろう</p> <p>海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	<p>15 陸の豊かさも 守ろう</p> 	<p>陸の豊かさも守ろう</p> <p>持続可能な森林の経営、土地の劣化の阻止回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>16 平和と公正を すべての人に</p> 	<p>平和と公正をすべての人に</p> <p>効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	<p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> 	<p>パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

食育推進計画（第4次）～主な施策とSDGsの主要目標との関連図～



2 第4次計画における食育推進に関する指標

(1) 指標及び目標値の考え方

第4次計画では、「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を踏まえた食育の推進や重点事項に対応した食育の推進の観点から、第3次計画を踏まえ、取り組みの柱ごとに①目標を達成し、一層推進すべき目標、②目標を達成しておらず、引き続き目指すべき目標、③新たに設定する必要がある目標を設定しました。

◆「食育推進計画（第4次）」指標と目標値（22指標 26目標値）

柱	主指標	基準値	目標値	データ出典
子どもとその親、若い世代を 中心とした健全な食生活の実践	(幼児1～5歳) 朝食を食べる人の割合の増加	97.0% (R2)	100%	※1
	(児童生徒6～14歳)	86.8% (R2)	100%	※2
	(若い世代 15～30歳代 男性)	74.3% (R2)	82%以上	※3
	(若い世代 15～30歳代 女性)	76.6% (R2)	84%以上	※3
	給食施設（学校・児童福祉施設）において肥満・やせの状況を把握している割合の増加	83.4% (R2)	100%	※1
	公立小中特別学校教職員における食に関する校内研修の実施率の増加	今後把握	100%	
健康寿命の延伸と健やかな暮らしを支える食育活動の推進	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合の増加(20歳以上)	67.0% (R2)	75%以上	※3
	毎日、家族や友人と楽しく食事をする人の割合の増加(20歳以上)	70.4% (R2)	75%以上	※3
	栄養・食生活改善を中心に健康づくりに取り組む企業（給食施設）の増加	今後把握	100カ所	※1
	オーラルフレイルに対応できる歯科医療機関数の増加	今後把握	100カ所	※1
	食の健康協力店の店舗数の増加（登録店舗数）	8,524店 (R2)	9,300店	※1
	食の健康協力店の取り組み内容の充実（栄養成分の表示）	3,271店 (R2)	3,500店	※1
	家族構成や家族の健康状態に応じて非常用食料などを備蓄している世帯の割合の増加	9.8% (R3)	30%以上	※5
持続可能な食を支える食育活動の推進	地元や県内でとれた農林水産物を買っている人の割合の増加	66.4%(R2)	69.5%	※6
	直売所等利用者数の増加	2,820万人 (R2)	3,700万人	※7
	兵庫県認証食品数の増加	2,246品目 (R2)	2,320品目	※8
	楽農生活交流人口数の増加	1,108万人/年 (R元)	1,173万人/年	※7
	環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ人の割合の増加（20歳以上）	33.5%(R3)	50%以上	※5
	食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合の増加（20歳以上）	94.4%(R3)	100%	※5
	地域の行事食、郷土料理を知っている人、 作ることができる人の割合の増加（20歳以上）	(知っている人) 49.3% (R2) (作ることができる人) 24.1% (R2)	55%以上 30%以上	※3
食育推進のための体制整備	食育の意義を理解し、食育活動を実践している人の割合の増加（20歳以上）	66.3% (R2)	75%以上	※3
	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する人の割合の増加（20歳以上）	95.1%(R3)	100%	※5
	デジタル技術を活用した食育活動に取り組む組織・団体の増加	今後把握	100団体	※1

【データ出典】 ※1 健康増進課調べ ※2 兵庫県児童生徒体力・運動能力調査 ※3 県民モニター調査 ※4 体育保健課調べ ※5 ひょうご栄養・食生活実態調査 ※6 ひょうごのゆたかさ指標県民意識調査 ※7 楽農生活室調べ ※8 消費流通課調べ